

町有不動産売却応募要領

【平成29年度第2回一般競争入札】

申込受付期間：平成29年9月1日(金)から

平成29年10月2日(月)まで

入札日：平成29年10月12日(木)

売却物件

物件番号	所在・地番・構造		地目種類	面積	最低売却価格	入札保証金
1	土地	北安曇郡池田町大字会染 4982番1	宅地	293.00 m ²	5,890,000円	589,000円
	建物	同所(4982番1)木造瓦葺平家建	居宅	80.30 m ²		

入札参加を希望する方は場合、本書及び物件概要書を十分に確認するとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制の調査・確認の上ご参加ください。

目 次

●町有不動産売却一般競争入札参加申込みから所有権移転までの流れ	2
●町有不動産売却一般競争入札申し込み要領	
1 入札物件について	3
2 入札参加者の資格等	3～4
3 建物現地見学会	4
4 入札参加の申し込み受付期間及び場	4
5 入札参加申込の方法等	5～6
6 入札保証金の納付	6
7 入札の日時及び会場	6
8 入札の手続き	7
9 落札者の決定	8
10 入札結果	8
11 売買契約の締結等	8
12 売買代金の納付	8～9
13 所有権の移転等	9
14 契約上の特約事項	9～10
15 その他の留意事項	10
●町有不動産売買契約書（見本）	11～13
●参加申込書式	
様式第1号 町有不動産売却一般競争入札参加申込書	14
様式第2号 入札保証金返還請求書	15
様式第3号 誓約書	16
様式第4号 委任状	17
様式第5号 入札書	18
●【別紙1】: 物件概要書	

町有不動産売却一般競争入札参加申込みから所有権移転までの流れ

1 建物現地見学会

建物等の現地見学を希望される方は必ず、平成29年9月12日(火)までに申し出てください。
現地見学をせず入札に参加することは可能ですが、事後に建物等の瑕疵等を発見しても、池田町では一切責任を負いません。

2 入札申込み

受付期間：平成29年9月1日(金)から10月2日(月)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 午前8時30分～午後5時00分

受付場所：池田町役場 企画政策課(3番窓口)

3 入札

入札場所：池田町役場 2階 大会議室

入札日時：【物件番号1】 平成29年10月12日(木) 午前10時00分

※入札には、申込者本人又は代理人が必ず出席してください。

※代理人による入札の場合は、委任状が必要となります。

※入札に参加する際は、事前に入札保証金の納付が必要となります。

4 契約説明会

入札終了後、引き続いて、落札者に対して契約手続について説明します。

5 契約の締結

落札決定の日から5日以内の日までに落札者と別に定める契約書により売買契約を締結します。

※入札保証金は、契約保証金に充当します。

※契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

6 売買代金の支払い

売買代金から契約保証金を差し引いた残金については、契約の日から池田町が指定する期日(60日以内)までに池田町が発行する納入通知書により納付して頂きます。

※契約保証金は、売買代金に充当します。

7 所有権の移転

売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。

※所有権移転の登記手続は、池田町が行います。

※所有権移転登記要する費用は、落札者の負担となります。

町有不動産売却一般競争入札申し込み要領

「一般競争入札」による町有地の売払いは、購入希望者に入札に参加していただき、最低売却価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。

1 入札物件について

一般競争入札による売却物件は、「物件概要書」のとおりです。

売却物件の購入を希望される方は、この要領の記載事項を確認の上、お申し込みください。

2 入札参加者の資格等

入札には、個人、法人を問わず誰でも参加することができます。（ただし、「物件概要書」に、売却後の使用条件を定めている場合は、この条件を満たすものとします。）申込みをされた方が、入札参加者となり、落札された場合、購入者となります。ただし、次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 池田町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、3年を経過しない者
 - ② 池田町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合したと認められて、3年を経過しない者
 - ③ 池田町町の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、3年を経過しない者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められて、3年を経過しない者
 - ⑤ 正当な理由なくして、池田町との契約を履行しなかったと認められて、3年を経過しない者
 - ⑥ (2)①から⑤までの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、3年を経過しない者
- (3) 次のいずれかの場合に該当する者

- ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(3)④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3 建物現地見学会

建物の現地見学を希望される方は必ず、平成29年9月12日（火）までに申し出てください。

池田町役場企画政策課財政係（電話0261-62-3129 企画政策課直通）

日 時 平成29年9月14日（木）午前9時から午前11時まで

場 所 北安曇郡池田町大字会染 4982番1

4 入札参加申込みの受付期間及び場所

(1) 受付期間 平成29年9月1日（金）～平成29年10月2日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間 午前8時30分～午後5時00分まで

(3) 受付場所 〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6

池田町役場 企画政策課財政係

※郵送による場合は、上記受付場所に宛て郵送することとし、受付期間の終了日必着とします。また、この場合、簡易書留の方法に限ります。

5 入札参加申込の方法等

(1) 申込方法

「入札参加申込書」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された実印）の上、次に掲げる書類を添付して受付場所に提出してください。

【個人の場合】

- ① 誓約書 1通
- ② 印鑑証明書 1通 原本かつ発効後3ヶ月以内のもの
- ③ 住民票 1通 原本かつ発効後3ヶ月以内のもの
（マイナンバーの記載がなくその他の事項について省略のないもの）
- ④ 町税の納税証明書 1通 原本かつ発効後3ヶ月以内のもの
（池田町において、町税の納税義務がない場合は省略可能とします。）
- ⑤ 入札保証金返還請求書 1通（複数の物件を申込みする場合は、物件毎に必要となります。）
- ⑥ 物件の用途の条件により「物件概要書」に記載された書類の写し 各1通

【法人の場合】

- ① 誓約書 1通
- ② 印鑑証明書 1通 原本かつ発効後3ヶ月以内のもの
- ③ 法人登記簿謄本 1通 原本かつ発効後3ヶ月以内のもの
- ④ 町税の納税証明書 1通 原本かつ発効後3ヶ月以内のもの
（池田町において、町税の納税義務がない場合は省略可能とします。）
- ⑤ 入札保証金返還請求書 1通（複数の物件を申込みする場合は、物件毎に必要となります。）
- ⑥ 物件の用途の条件により「物件概要書」に記載された書類の写し 各1通

(2) 申込みに当たっての留意事項

- ① 1物件に対し、1世帯（1社）につき、1申込みとなります。
- ② 持分共有による取得の希望がある場合、「入札参加申込書」の共有者欄に記入・押印の上、共有予定者全員が、上記に掲げる書類を付して申し込んでください。
- ③ 共有名義で申し込まれた方は、同一の物件に他の共有名義人と又は単独で重複して申し込むこ

とはできません。

- ④ 申し込みが1者であった場合も、入札を実施するものとし、入札者が1者でも当該入札は成立するものとします。

6 入札保証金の納付

(1) 納付書の発行

入札参加申込書の提出後、町はその内容を確認の上、入札参加申込者に対し入札保証金の納付に必要な納入通知書を発行します。

(2) 入札保証金の納付

入札保証金は、最低売却価格の100分の10以上の額で町が定めた額とし、町が発行する納入通知書により平成29年10月6日（金）までに池田町役場会計課又は、町が指定する金融機関に納付してください。

(3) 入札後の取り扱い

- ① 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した後、契約保証金に全額充当します。なお、落札者が町の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しません。
- ② 落札者のものを除き、入札保証金は返還します。（入札後1カ月以内で町が定める日）

7 入札の日時及び会場

- (1) 入札日時 平成29年10月12日（木） 午前10時00分より

- (2) 入札会場 〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6
池田町役場 2階 大会議室

(3) 留意事項

- ① 入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。
- ② 入札会場への入室は1申し込みにつき1名のみとします。持分共有により申し込まれる方についても入室は1名ですので、他の持分共有者からの委任状を作成の上、入札当日に持参してください。
- ③ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

8 入札の手続き

(1) 入札方法等

- ① 入札書は町が指定する入札書を使用してください。
- ② 入札書には、必要事項を記入し押印の上、入札を執行する職員の指示に従って入札してください。
- ③ 入札書の押印は、印鑑登録された印（実印）を使用してください。
- ④ 提出後の入札書の書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札書への金額の記入は、アラビア数字を使用し、金額の当署には「¥」を記入してください。

(2) 代理人による入札

- ① やむを得ず代理人の方が入札される場合には、委任状が必要となります。
- ② 委任状は、入札当日職員の指示に従って提出してください。
- ③ 委任状には、委任者の印（実印）と受任者の使用印の両方を押印してください。この場合入札書の押印には、委任状に押印された代理人の使用印を使用してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- ① 入札公告、入札心得、又はこの要領に違反したとき
- ② 入札書に入札者の住所、氏名の記載及び押印がないとき
- ③ 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
- ④ 入札書の入札金額を除く記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき
- ⑤ 定の入札書以外の入札書を使用して入札したとき
- ⑥ 1物件に対し1人で複数の入札をしたとき
- ⑦ 最低売却価格に満たない金額で入札したとき
- ⑧ 要な記載事項を確認できない入札をしたとき

9 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、池田町が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- (3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

10 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名・名称、落札金額）については、公表する場合があります。

11 売買契約の締結等

- (1) 落札者は契約締結通知日から5日以内に、池田町と売買契約を締結していただきます。売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。持分共有予定者の連名により入札に参加した者が「落札者」となった場合は、それぞれの共有持分に応じ「持分共有者全員」の連名により売買契約を締結することとなります。
- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として池田町に帰属し、お返ししません。
- (3) 売買契約書（池田町保管用1部。ただし、持分共有予定者の連名により入札に参加した者が「落札者」となった場合は、作成する契約書全部。）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (4) 契約を締結する際、個人の場合には、印鑑（印鑑登録済みのもの）及び住民票（発行日から3か月以内のもの）、法人の場合には、印鑑（印鑑登録済みの代表者印）、定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書が必要となります。

12 売買代金の納付

- (1) 契約保証金

契約保証金は入札保証金をもって充当します

(2) 残金の納付

- ① 売買代金から納付済みの契約保証金の額を差し引いた残金については、指定の期日（60日以内）までに町が発行する納入通知書により納付してください。
- ② 残金が指定の期日までに納付されなかった場合には、売買契約は解除され、契約保証金は、違約金として池田町に帰属します。

1.3 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現状有姿で引き渡します。
- (2) 所有権移転登記は、池田町が嘱託登記により行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 持分共有者全員の連名により売買契約を締結した物件については、それぞれの共有持分に応じて所有権の移転登記を行います。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1.4 契約上の特約事項

(1) 禁止する用途

契約者は、売買契約締結の日から10年間は、入札物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されているものの事務所又はその他これに類するものの用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、物件の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸すことを禁止します。

※「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいいます。

(2) 実地調査等

池田町は、上記禁止用途に関する遵守状況を確認するために、必要があると認めるときは、物件の利用状況について実地調査し、契約者に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとします。その場合、契約者は、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはなりません。

(3) 違約金

契約者が禁止用途に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額、実地調査等に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の10に相当する額の違約金池田町に支払うこととします。

15 その他の留意事項（※必ずお読みください）

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い所もありますので、注意してください。
- (3) 物件の引渡しは現況のままで行います。建物等の点検・清掃・補修・撤去、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、池田町では一切行いません。
- (4) 上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、池田町では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問合せの上、各自で対応してください。
- (5) 池田町においては、入札物件に係る地盤・地耐力調査・磁気探査並びに地下埋設物、土壌汚染に関する調査は行っておりません。
- (6) 建物の建築や土地の利用に当たっては、都市計画法、建築基準法その他の法令及び長野県町、池田町の条例等に基づく各種規制について、申込者自身で、関係機関に確認してください。
- (7) 池田町は、契約者が売買契約の規定に違反したとき、義務を履行しないとき、又は暴力団等に該当したときは、契約者に催告をしないで直ちに売買契約を解除できることとします。
- (8) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、池田町の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (9) 契約者が、売買契約に定める義務を履行しないために、池田町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (10) 不落物件（今回の入札において落札者のなかった物件）については、次回の一般競争入札又は公募抽選による処分手続を開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している予定価格以上で売却します。
- (11) 池田町は申込者がこの要領に定める事項を順守しない場合に生じたトラブルについて、申込者からの苦情、異議申し立て又は損害賠償の請求等におうじることはできません

町有不動産売買契約書（見本）

売払人 池田町長 甕 聖章を（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の事項により町有不動産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲はその所有する次の土地および土地に付随する建物等（土地の定着物及び付帯工作物等を含む。以下「売買物件」という。）を乙に売り渡す。

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地積	備 考
北安曇郡池田町大字会染	4982番地1	宅地	293.00m ²	

土地に付随する建物等の表示

家屋番号	構 造	用 途	延べ床面積	備 考
同所（4982番1）	木造瓦葺平家建	居宅	80.30m ²	

（売買代金）

第2条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（売買代金の納付）

第3条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を甲に全額を納付したときに、乙に移転するものとする。

（所有権移転の嘱託及びその費用）

第5条 所有権移転の登記は、乙の請求により、遅滞なく甲が嘱託して行うものとする。この場合に必要登録免許税、その他の費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第6条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又は毀損した場合には、その損失は乙の負担とする。

（かし担保責任）

第7条 乙は、この契約締結後においては、売買物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。

（禁止用途）

第9条 乙は、本契約締結日から10年間、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、本契約締結日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第10条 甲は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

第11条 乙は、第9条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、第9条の違反は売買代金の100分の30に相当、前条第2項の違反は売買代金の100分の10に相当する額とする。

3 第1項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。甲は乙がこの契約の条項に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

（返還金等）

第13条 甲は、前条の規定により解除がなされたときは、乙の支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、売買代金に要した費用、この売買物件に支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用は返還しない。

（乙の原状回復義務）

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該売買物件について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、第12条の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条の規定により売買物件の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの売買物件の賃貸料に相当する額（甲の算定する額）を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第14条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする長野地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所 長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
氏名 池田町長 甕 聖 章

乙 住所
氏名

町有不動産売却一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

池田町長 甕 聖章 様

平成 29 年 7 月 11 付で公告された、町有不動産売却応募要領の参加資格・条件・内容等及び現地の状況を承認の上、次のとおり入札の参加を申込みます。

1 申込者

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

㊟

電話番号

2 共有者 (持分共有による取得の希望がある場合、持分共有予定者全員の連名)

住 所

氏 名

㊟ (共有持分 分の)

住 所

氏 名

㊟ (共有持分 分の)

添付書類

- 1 個人にあつては誓約書、入札保証金返還請求書、印鑑証明書、住民票、町税の納税証明書 (注 1)、入札保証金返還請求書 (注 2)、物件の用途の条件より指定する書類の写し、各 1 通
- 2 法人にあつては誓約書、入札保証金返還請求書、法人登記簿謄本、印鑑登録証明書、町税の納税証明書 (注 1)、入札保証金返還請求書 (注 2)、物件の用途の条件より指定する書類の写し 各 1 通
(注 1) 池田町に町税の納税義務がない場合は省略
(注 2) 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎に必要となります。

記

申込物件番号	入札保証金
	円

- ※ 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所・氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。(また、入札時に委任状も提出してください。)
- ※ 入札保証金の納入については、町が発行する納入通知書が届くまでお待ちください(必ず町が送付する納入通知書を使用してください。)

入札保証金返還請求書

平成 年 月 日

池田町長 麿 聖章 様

入札保証金返還請求者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者)

印

返還事由が生じた場合、下記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を下記の口座へ返還してください。

記

1. 入札物件

申込物件番号	入札保証金
	円

2. 入札保証金返還口座

振 込 先 金 融 機 関	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	支店 支所
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号
口座名義人	フリガナ	
	氏名・名称	
<p>(入札保証金返還請求者以外の口座への返還を希望する場合のみ記入下さい。)</p> <p>入札保証金の返還金の振込先は、上記の口座名義人としてください。</p> <p>入札保証金返還請求者 氏名 (名称及び代表者) 印</p>		

※入札保証金返還請求者は申込者（代表者）として下さい。

※複数の物件について返還請求をする場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

誓約書

平成 年 月 日

池田町長 麿 聖章 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者)

印

町有不動産売却一般競争入札参加申込みにあたって、以下の事項を誓約します。
これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して池田町が行う一切の措置について異義の申立てを行いません。
なお、入札参加申込資格の確認のため、池田町が長野県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、次に掲げるいずれかの該当するものではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者。
 - (2) 暴力団員で亡くなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

※ 共有名義で申し込まれる場合、共有者ごとに提出してください。

委任状

平成 年 月 日

池田町長 甕 聖 章 様

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人使用印

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日に執行する次の町有不動産売却の入札及び開札に関する一切の件

物件番号	物件の所在等

(委任者)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

(印)

【注意事項】

- ・複数の入札に参加する場合には、委任状は入札物件ごとに必要となります。
- ・共有名義で申し込まれる場合、委任状が必要となります。
- ・代理人使用印の枠内に代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。(入札ではこの印鑑以外は使用できません。)

入 札 書

平成 年 月 日

池田町長 甕 聖 章 様

入札者（代表者）
住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

㊞

代理人
住 所

氏 名

㊞

下記の金額をもって入札します。

記

物件番号

入札金額									
十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の訂正は失格となります

(注意事項)

- 1 入札書は、物件番号ごとに、それぞれ別紙にすること。
- 2 字体は鮮明にし、黒又は青のインク又はボールペンでご記入すること。
- 3 金額は1枠ずつアラビア数字で記入し、金額の頭に、「¥」の文字をご記入すること。
- 4 代理人による入札の場合は、代理人が押印すること。

申込み・問合せ先

池田町企画政策課財政係
長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6
電話 0261-62-3129(企画政策課直通)